

2024年6月1日

お 知 ら せ

当院では令和6年度診療報酬改定において新設された通院・在宅精神療法（早期診療体制充実加算）を届出しております。算定にあたり以下の対応が可能です。

- ・ 患者さんごとの相談内容に応じたケースマネジメント
- ・ 障害福祉サービス等の利用に係る相談
- ・ 介護保険に係る相談
- ・ 当院に通院する患者さんについて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）第3条第1項に規定する相談支援専門員、及び介護保険法第7条第5項に規定する介護支援専門員からの相談対応
- ・ 市町村、保健所等の行政機関、地域生活支援拠点等との連携
- ・ 精神科病院等に入院していた患者さんの退院後支援
- ・ 身体疾患に関する診療又は他の診療科との連携
- ・ 健康相談、予防接種に係る相談
- ・ 可能な限り向精神薬の多剤投与、大量投与、長期処方を抑制